

令和2年度

事業計画

I 社会福祉法人輝きの会

1 事務局

1. 基本方針

積極性のある人材の登用により組織の活性化を図り、併せて経費削減による健全経営に努め、魅力のある就労環境の整備を推進する。

2. 重点目標

- (1) 人員配置の適材適所により、組織体制の機能強化を図る。
- (2) 建物及び設備の適正な管理により、経費節減を図る。
- (3) 地域貢献事業の一層の推進を図る。

3. 実施手段

- (1) 職員研修制度の充実を図る。
- (2) 修繕計画の着実な実施を目指す。
- (3) 高齢者の雇用安定や障害者の雇用確保のために業務内容を精査する。
- (4) 新規卒業者の採用確保に向けた規程等の整備を図る。

II 各施設・事業所等

1 特別養護老人ホーム

1. 基本方針

ケア力の向上と事業体としてのレベルアップを図る為、基盤強化を目標に各種加算の獲得を目指します。また、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化に努めます。

2. 重点目標

- (1) 入所者定数の上限をめざし、空室を減らすことで稼働率98%を目標とします。
- (2) 処遇の効率化に向けた業務の見直し
- (3) 安全管理体制の確立
- (4) 職員の資質向上
- (5) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

- (1) 関係する法律を理解し、必要な記録帳票を作成・保管しサービスを提供する。
- (2) マニュアルに添ったサービスの均一化を図り、事故防止に努める。
- (3) 認知症リーダーを養成し、加算体制を維持し認知症ケアの向上を目指す。
- (4) 第三者評価受審の結果に基づき、利用者の満足度が高まるケアに努める。
- (5) 家族連絡会の開催や、広報紙の発行により施設と家族の交流を深めていく。
- (6) 職員の腰痛予防対策として介護福祉機器等の情報収集や、再検証を行っていく。
- (7) 医師、家族、職員の連携を強化し看取り介護を進め施設の役割を果たしていく。
- (8) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行なう。

2 障害者支援施設

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自

己研鑽に努め、専門的な知識、技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 利用者・家族の希望と意向を尊重し、サービスの向上に努めます。
- (2) 職員間の信頼関係をさらに強固にし、スタッフ・エンパワメントに取り組みます。
- (3) 利用者の社会参加、地域移行のため、地域との連携を強化します。
- (4) 一日当たり実利用者数48人、通所部門7人を目標に健全な経営を目指します。

3. 実施手段

- (1)
 - ・通所部門において、多様なサービスの在り方を検討します。
 - ・利用者満足度の向上のため、満足に関する調査を実施します。
 - ・権利擁護の規定、マニュアル等を整備します。
 - ・統一したケアと利用者の移乗時の負担軽減、職員の腰痛予防のためにノーリフティングケアを推進します。
- (2)
 - ・リーダーを育成し、課題解決ができるチーム、組織をつくります。
 - ・実践研究を奨励し、発表の機会をつくります。
- (3)
 - ・顔の見える関係づくりのため、地域住民との交流事業を実施します。
 - ・地域移行に関して、利用者の意向を聞き取り、移行に向けた支援を行います。
 - ・地域社会とのつながりを持つため社会参加の機会を作ります。
- (4)
 - ・利用者の健康管理に努めます。
 - ・医的ケアに対応する体制の整備を継続します。
 - ・通所利用者の複数回利用を促進します。

3 軽費老人ホーム

1. 基本方針

入所者に質の高い福祉サービスを提供することを目標に進めていきます。

2. 重点目標

- (1) 入所者が交流する場を設けることによる自立支援の推進
- (2) 施設整備の老朽化対応
- (3) 入所者の安全・安心な暮らしの推進
- (4) 施設運営の健全化

3. 実施手段

- (1) 野外活動などの行事のほか、新規事業としてカラオケサークル、うたの会、脳トレの会、おやつ作りの実施、いきいき百歳体操の場の提供など、入所者間の交流を図り、自立した生活ができるように支援いたします。
- (2) 居室・教養設備が老朽化しているため、更新計画を策定して対応してまいります。今年度につきましては、居室トイレの交換などを予定しております。

- (3) 毎朝、施設長と職員とで打合せを行い、入居者の問題点等の情報共有を図り、入居者へのきめの細かい対応と相談しやすい環境を整え、安心・安全な暮らしを守ります。
- (4) 空室が出ないように、待機者の定期的な現況調査を行い、スムーズな入所に努めます。

4 老人デイサービス事業

1. 基本方針

利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、利用者、家族、地域から信頼され、選ばれる事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) ケアの質の向上に努めます。
- (2) 活動の充実を図ります。
- (3) 一日当たりの実利用者数30名以上を目指します。
- (4) 地域における社会資源としての役割を強化します。

3. 実施手段

(1)

- ・各種業務マニュアルを見直し、改善を図ります。
- ・研修会に参加し、各職種の専門性を高めます。
- ・研修は、キャリア段階に求められる職員像を明確にし、OJTとOFF-JTを組み合わせさせて実施します。

(2)

- ・家族連絡会の開催と利用者満足度調査の実施によりニーズを把握します。
- ・ADL、IADL向上のための運動や地域の季節毎の行事等、新しい活動を取り入れていきます。
- ・ボランティアの受入れを進めます。

(3)

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連絡を密にとり、新規利用者の受入れに繋がります。
- ・「いきいきだより」を活用し、地域に向けて広報を行います。

(4)

- ・公開講座を開催し、情報を発信します。
- ・町内会や地域各種団体が行う事業に協力、協働していきます。

5 老人短期入所事業

1. 基本方針

事業の永続を図る為効率的な管理運営を行うことを方針とします。

2. 重点目標

- (1) 定数20名に対し、1日平均18名の利用者を目指します。
- (2) 処遇の効率化に向けた業務の見直し
- (3) 安全管理体制の確立
- (4) 職員の資質向上
- (5) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

- (1) 関係する法律を理解し、必要な記録帳票を作成・保管しサービスを提供する。
- (2) マニュアルに添ったサービスの均一化を図り、事故防止に努める。
- (3) 認知症リーダーを養成し、認知症ケアの向上を目指す。
- (4) 第三者評価受審の結果に基づき、利用者の満足度が高まるケアに努める。
- (5) 入退所時に家族との情報交換をすることで、施設と家族の交流を深めていく。
- (6) 職員の腰痛予防対策として介護福祉機器等の情報収集や、再検証を行っていく。
- (7) 医師、家族、職員の情報交換を強化し、医療連携に努めていく。
- (8) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行なう。

6 障害福祉サービス事業（短期入所）

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 一月あたりの平均利用人数50人を目指します。
- (2) 各市町村担当部署、相談支援事業所との連携を継続します。
- (3) 利用者満足度の高い支援に努めます。

3. 実施手段

- (1)
 - ・利用者や家族、行政、相談支援事業所と連絡を取りながら、計画的、定期的な利用ができるようにします。
 - ・入所部門、通所部門と連携して、福祉型Ⅱ利用者への支援を充実させるとともに利用の増加に努めます。
 - ・空床利用を積極的に行います。
- (2) 相談支援事業所等から受けた情報を迅速に整理しスムーズな利用に繋げ、さらに情報共有を行っていきます。
- (3)
 - ・利用者、家族、事業所間の連絡を密にとることで円滑な支援を行います。
 - ・利用者の多様なニーズを把握しながら生活支援実施書等を作成し、統一したサービスを提供します。

7 相談支援事業（一般・特定・障害児）

1. 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活、社会生活が営むことができるように、各種相談に応じるほか、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行っていきます。また障がい福祉相談において、地域住民や関係機関から信頼される事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) まるごと支援、地域包括ケアシステム及び地域生活支援拠点の促進と構築に貢献できる事業所を目指します。
- (2) 未就学児、児童、成人、障がい種別等を問わず積極的に相談を受け付け、契約件数100件を目指します。
- (3) 相談支援専門員の資質向上に努め、事業所の相談支援体制を強化します。

3. 実施手段

- (1) 行政や専門機関、サービス事業所、地域の協力員等と顔の見える関係を構築し、密に連携を取ることでスムーズな調整等が行える体制を整えます。
- (2) 新規利用者受入れのために、行政や委託相談支援事業所、医療機関等と連絡を密にとり受け入れ体制について発信します。
- (3) 各種研修会や自立支援協議会の各部会に参加します。特にグループスーパービジョン等の研修には積極的に参加します。

8 地域福祉センター

1. 基本方針

保有する社会資源(成安温泉・温水プール)を地域に広く開放し、利用者の健康増進をはかるとともに、地域に憩いの場を提供いたします。また、社会福祉事業・地域貢献事業として施設設備を活用した事業を行い、地域全体の福祉意識の高揚をめざします。

2. 重点目標

- (1) 地域貢献事業を通して、地域全体の福祉意識の高揚をはかる。
- (2) 施設設備の周知を行い、温泉・プールの新規利用者の獲得ならびに定着化をめざす。
- (3) 計画的な改修・メンテナンスをおこない、維持管理費用の圧縮と営業を休止するなどの措置を講じることなく途切れないサービスの提供をはかる。
- (4) 設備改修や備品等の更新などハード面の整備とサービスの充実などソフト面の向上に努め、既存利用者の利用促進をはかる。

<数値目標>

日平均売上 50,000円

日平均利用人数 220人

3. 実施手段

- (1) 水上安全法講習会・親子水泳教室の開催
- (2) 老朽化設備・備品等の改修・更新を計画的におこなう。
- (3) 媒体への掲載や観光キャンペーン等への参加を積極的に行い、施設(地域福祉センター・いきいきの郷)の周知広報を強化する。
- (4) ホームページ等を活用したタイムリーな情報の提供を行い、利用の促進につなげる。

9 居宅介護支援事業

1. 基本方針

指定居宅介護支援及び介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、単に要介護状態になることを予防するだけでなく、要介護状態にあっても、その有する能力に応じた日常生活が送れるよう利用者の自立支援を行っていきます。(介護保険法第4条)

また、利用者に提供される指定居宅サービス等の公正中立を図り、行政・地域包括支援センター・医療機関や他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

サービスの提供にあたっては法令を遵守するとともに、個人情報の保護・説明責任を果たします。

2. 重点目標

- (1) 医療ニーズが高い利用者や入退院支援、8050世帯、多様な生活スタイルに対応した支援等、多岐に渡るケースのケアマネジメント力を強化します。
- (2) 適正かつ効率的な運営のため、令和3年の介護保険法改正に向けて情報収集に努めます。
- (3) 住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりに寄与します。
- (4) 月担当件数目標を125件とします。

3. 実施手段（重点目標に対応）

- (1)
 - ①法人内及び他法人との事例検討会を開催します。
 - ②利用者のニーズ充足のため、適切な社会資源と結びつけることができるよう広く情報収集しながら、社会資源資料を整理します。
- (2) 全国大会や保険者及び職能団体の研修に参加し、情報を収集します。
- (3) 地域各種団体等が主催する認知症サポーター養成講座に協力します。
- (4) 地域包括支援センターや病院との連携を強化し、受け入れ状況を発信します。

10 地域支援センター

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念、総合福祉施設いきいきの郷の運営方針に基づき、地域の福祉拠点となるよう取り組んでいきます。町内会や地域包括支援センター、地域の民生児童委員や福祉協力員との連携を図り、地域ニーズを把握し、総合的な福祉サービスの提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 各町内会や地域各種団体との連携強化
- (2) セーフティーネットワークへの対応拡充

3. 実施手段

- (1)
 - ①地域各種団体と連携し、介護予防教室や栄養教室を開催します。
 - ②地域で開催されるサロンに協力していきます。
 - ③子供から高齢者まで地域の皆さまが自由に「交流できる場」の充実を図ります。
 - ④「あたらしきむら成安」と協力し「地産地消給食」を実施していきます。
- (2)
 - ①民生児童委員、福祉協力委員、地域包括支援センター等と連携し、自主事業の配食サービスを拡張していきます。
 - ②地域住民からの介護や健康、栄養等の相談に対応していきます。

《栄養士部門》

1. 基本方針

管理栄養士としての専門性を活かし、ご利用者様の栄養管理と地域住民の健康の維持・

増進のために情報発信を行います。また、利用者様の満足度が高い安心、安全な食事の提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 地域事業に積極的に参画していきます。
- (2) 季節感のある食事を提供していきます。
- (3) 栄養管理の質の向上に努めます。

3. 実施手段

- (1) 料理教室や栄養講話を地域で開催していきます。
- (2) 地元の新鮮な食材を取り入れた「地産地消給食」を推進します。
- (3) 多職種協働の栄養ケア・マネジメントをさらに充実していきます。